

令和4年10月17日

令和4年度沖縄県立開邦高等学校国内研修 保護者説明会

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当初シンガポールで予定しておりました令和4年度海外研修につきまして、新型コロナウイルス感染症が完全に収束していないため、学校様と協議の結果、今年度の海外研修の実施は難しい判断となり、代替案として国内研修旅行を計画いたしました。

生徒様にとって今回の“研修旅行”が一生の思い出となるよう、弊社社員一同、心を込めて努めさせていただきます。

1. 研修旅行の日程について（別紙、日程表をご参照ください）

日程：令和5年(2023年)3月7日(火)～3月11日(土) 4泊5日

※日程は令和4年(2022年)10月17日(月)現在のため、行程内容は変更になる可能性があります。

2. ご旅行代金・保険料について

①生徒180名様～219名様の場合

旅行代金：お一人様あたり 約 158,500 円～

(内訳：旅行代金 153,737 円 + 保険料 4,763 円)

②生徒140名様～179名様の場合

旅行代金：お一人様あたり 約 159,900 円～

(内訳：旅行代金 148,654 円 + 保険料 3,447 円)

③生徒120名様～139名様の場合

旅行代金：お一人様あたり 約 161,600 円～

(内訳：旅行代金 151,154 円 + 保険料 3,447 円)

※正式にご旅行代金が確定するのは、参加人数確定後の令和4年(2022年)11月上旬頃を予定しております。

(重要：ご案内)

昨年度、海外研修旅行をお申込みの生徒様は、海外研修旅行から国内研修旅行に移行する際に企画料金5,000円が別途必要になりますので、上記の旅行代金に合わせて、5,000円ご請求いたします。

3. 取消料について

出発日 (西暦)	帰着日 (西暦)	企画料金 【旅行出発180日前から旅行出発 日の21日前まで】		旅行代金の20% 【旅行出発日の 20~8日前まで】		旅行代金の30% 【旅行出発日の 7~2日前まで】		旅行代金の40% 【旅行出発日の 前日まで】	旅行代金の50% 【旅行出発日の 当日まで】	旅行代金の100% 【無連絡】 【旅行開始後の解 除】
		9月8日 (木)	2月14日 (火)	2月15日 (水)	2月27日 (月)	2月28日 (火)	3月5日 (日)	3月6日 (月)	3月7日 (火)	3月7日 (火)
2023/3/7 (火)	2023/3/11 (土)									
【200名様以上】旅行代金の取消料		¥6,000		¥30,747		¥46,121		¥61,495	¥76,869	¥153,737
【180名様以上】旅行代金の取消料		¥6,000		¥30,885		¥46,328		¥61,771	¥77,214	¥154,427
【160名様以上】旅行代金の取消料		¥6,000		¥31,161		¥46,742		¥62,323	¥77,904	¥155,807
【140名様以上】旅行代金の取消料		¥6,000		¥31,297		¥46,946		¥62,595	¥78,244	¥156,487
【120名様以上】旅行代金の取消料		¥6,000		¥31,631		¥47,447		¥63,263	¥79,079	¥158,157

【留意点】

- ・ご旅行代金の取消料は「旅行代金」が対象となります。(保険料は保険契約となり、対象外)
- ・参加申込み後、企画料金(研修プログラムや各施設の取消料に充当)が発生いたします。
お客様のご都合によりお取消しされる場合、上記企画料金が発生致しますので予めご了承ください。

4. 旅費のお支払い方法

■既にご旅行代金をお支払い済みの生徒様

国内旅行代金確定後、差額分をご返金いたします。(令和5年(2023年)1月頃予定)

■ご旅行代金をお振込み予定の生徒様

国内旅行代金確定後ご案内いたします案内書面記載の指定口座へお振込みをお願いいたします。

振込手数料はお客様負担となりますので予めご了承ください。

詳しいお支払い方法については、後日配布する案内書面をご確認ください。

■海外研修へ参加、国内研修は不参加の生徒様

後日配布する案内書面に記載の指定口座へ海外研修旅行企画料金 5,000 円のお振込みをお願いいたします。

支払い限度額を超えた場合は、
お客様負担となります。

5. 保険料の内訳について

① 学校旅行総合保険(¥ 456)

補償条項	保険金額
死亡・後遺障害	2,000 万円
入院特別	入院期間により 1 万～10 万円
個人賠償責任	5,000 万円
救援者費用	50 万円

死亡・後遺傷害補償、入院特別補償

責任期間中(自宅を出てから自宅に戻るまで)の事故によるケガが原因で、
 ・事故発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡、または身体に後遺傷害が生じた場合
 ・治療(医師が行うもの)のために入院・通院した場合
 に保険金をお支払いします。

★ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒症状、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。(インフルエンザ、コロナウイルス感染症などの疾病は含まれません)

※以下の場合は、保険金をお支払いできません※

- ① 保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② けんか、自殺、犯罪行為
- ③ 被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用して運転している間の事故
- ④ 脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産、流産 ⑥ 外科的手術(事故による傷害の治療を除きます)
- ⑦ 戦争、革命などの事変や暴動 ⑧ 核燃料物質による事故または放射能汚染
- ⑨ 地震、噴火、これらによる津波 など

救援者費用補償

旅行参加者が、次のいずれかに該当したことにより費用が発生した場合、親族(被保険者の法定相続人 2 名まで)の現地派遣費用をお支払いします。

- ・責任期間中(自宅を出てから自宅に戻るまで)の急激かつ偶然な外来の事故による緊急捜索・救助活動が警察等の公的機関により、必要と確認された場合
- ・責任期間中の事故によるケガが原因で、その後に予定していた旅行が全く不可能となった場合
- ・病気(インフルエンザ、コロナウイルス感染症などの疾病も含む)を原因とし、責任期間中に死亡した場合、または責任期間中に発病した病気が原因で責任期間中に治療を受け、その後に予定していた旅行が全く不可能となった場合

★支払われるものとして、現地までの交通費(1 往復分)、現地での宿泊施設客室料(14 日分まで)、現地での交通費(3 万円まで)、被保険者の帰宅費用等がございます。

※以下の場合は、保険金をお支払いできません※

- (1) 上記①～③、⑤(+ 歯科疾病)、⑦～⑨のいずれかによって生じた費用
- (2) 旅行出発前に発病した病気により治療を受けた場合

② 修学旅行変更保険(¥ 190)

支払限度額	保険料
15,000 円	190 円

支払い限度額を超えた場合は、
お客様負担となります。

★こんなとき、保険料をお支払いします！

航空機を利用する修学旅行において、利用予定航空便が地震もしくは噴火または、これらによる津波、濃霧、台風、ストライキなど偶然の事由により欠航、着陸地変更、3 時間以上の到着遅延をしたため、お客様が次の支出を余儀なくされた場合、参加者が予定外に支出した「追加宿泊費用」「追加交通費用」「追加食事費用」が保険によって補償されます。

③JTB 国内学校旅行キャンセル費用保険

※参加人数・旅行代金により料金変動いたします。

1 事故あたりの支払保険金額	1 名あたりの支払限度額(参加人数によって変動) × 旅行参加者数または 2,000 万円のいずれか低い額
----------------	---

★こんなとき、保険料をお支払いします！
 2023年2月22日(水)午前0時～3月7日(火)学校発のバスが出発するまでの間に、旅行参加者の中から医師の判断で新型コロナウイルス感染が確認され、一部の参加者がキャンセルまたは修学旅行自体が中止(延期も含む)となった場合に発生する取消料を補償します。

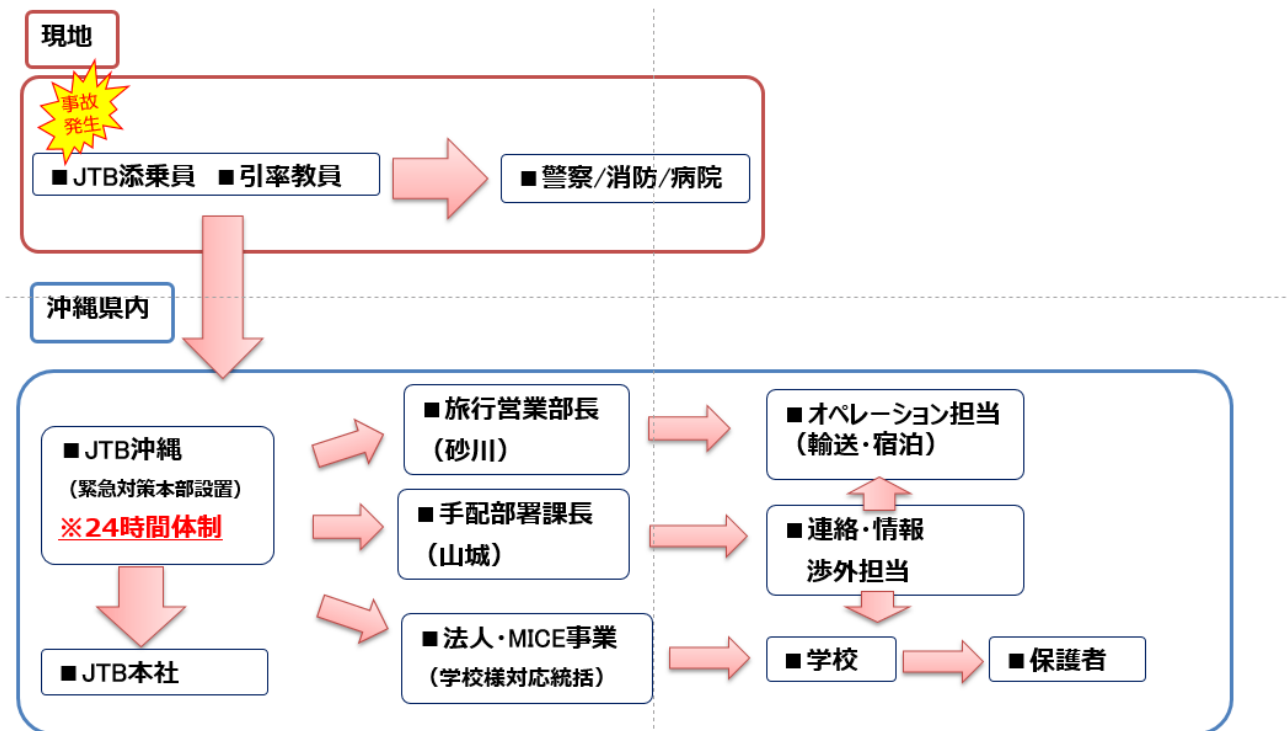
④新型コロナウイルス感染症一時金特約(¥247)

補償項目	保険金額
傷害死亡・後遺障害	500 万円
入院日額	—
通院日額	—
新型コロナウイルス感染症一時金特約	3万円

★こんなとき、保険料をお支払いします！
 【本人】旅行行程中または旅行行程が終了した日から14日以内に新型コロナウイルス感染症を発病したとき

6. JTB の安全対策・コロナ対策について

■現地で事故や災害が発生した場合は、下記フローに沿って対応いたします。

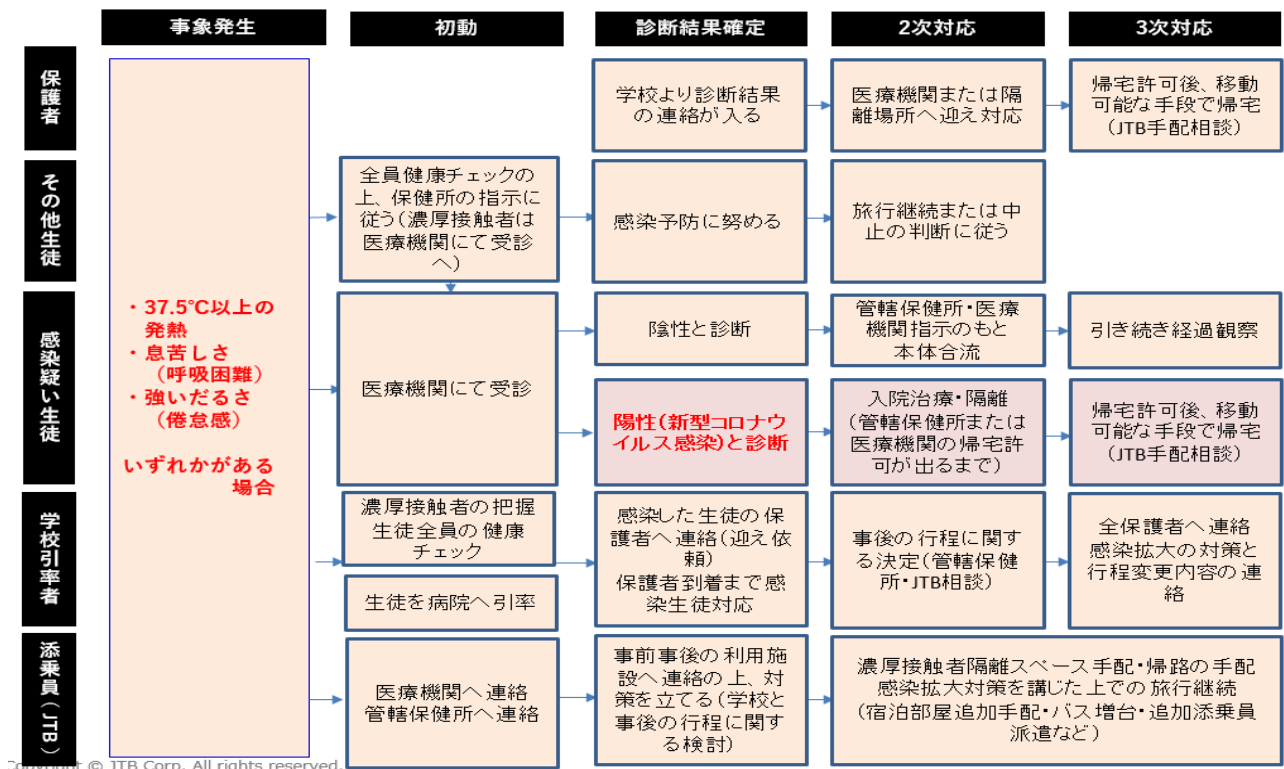


■新型コロナウイルス感染症対策のため、JTB では大きく以下 2 点の対応をさせていただきます。

①利用関係機関(交通、宿泊、食事等)は、コロナ対策がされている施設を選定しております。

②国内修学旅行ガイドライン、各利用関係機関のガイドラインに沿って、開邦高校様専用のガイドラインを作成し、対応いたします。

■万が一、現地で発熱など新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状が発生した場合は、下記のフローに沿って対応いたします。



Copyright © JTB Corp. All rights reserved.

7. よくあるご質問

Q1.旅行中に新型コロナウイルスの感染が疑わしい場合の対応を教えてください

- A. まずは身近な医療機関、新型コロナ受診相談センター等へ連絡後、新型コロナウイルスの感染の疑いがあり、受診が必要と判断された場合、新型コロナ外来を受診となります。状況によって、保護者様へは同行している引率教員からご連絡致します。

Q2.参加者が現地医療機関等に入院した場合、迎えるため現地へ向かう保護者の交通費・宿泊費はどうなりますか。

- A. 学校旅行総合保険(旅行参加者補償条項)の救援者費用(支払上限 50 万円)が適用となり、現地までの交通費(1 往復分)、現地での宿泊施設客室料(14 日分まで)、現地での交通費(3 万円まで)をお支払い致します。

Q3.新型コロナウイルスに罹患し、入院・療養となる場合の費用についてはどうなりますか。

- A. 2022 年 10 月現在、医療機関や新型コロナ受診相談センター等の判断により新型コロナウイルス感染の疑いがあり新型コロナ外来を受診する場合、PCR 検査費用・入院費・療養費は旅行先の自治体の公費にてまかなわれております。但し、個人的なクリーニング代などは実費となります。

Q4.新型コロナウイルスに感染、発病した時点とはいつの時点を指しますか。

- A. 医師の診断によります。(陽性判定結果が出た時点ではありません。)

Q5.医師が発病日を確定できない場合は補償されますか。

- A. 補償されません。

(旅行中または旅行行程が終了した日からその日を含めて 14 日を経過するまでの発病と医師が診断した場合になります。)

Q6.死亡補償は病気の場合も対象になりますか。

- A. 病気は対象外です。旅行中の偶然な事故によるケガに起因した死亡が補償対象となります。

Q7.別の国内旅行傷害保険に加入している場合、死亡補償は二重になりますか。

- A. 対象の事故が起きた場合、合算して保険金が支払われます。

Q8. JTB国内学校旅行キャンセル費用保険は新型コロナウイルス感染症のみが対象ですか。

- A. はい。JTB国内学校旅行キャンセル費用保険は旅行参加者(児童、学生または生徒および教職員に限ります。)が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより旅行が中止(一部の旅行参加者の中止を含みます。)または延期となった場合に、旅行取消料の負担により被る損害を補償する商品です。そのためインフルエンザなどの季節性や新型感染症などの感染を原因とする場合は補償されません。

Q9. 旅行行程中に旅行参加者が新型コロナウイルス感染症に感染したため、旅行を中断した場合どのような補償になりますか。

A. JTB国内学校旅行キャンセル費用保険は旅行開始前に学校が旅行を取り止めた場合の旅行取消料が補償されます。そのため旅行開始後の中断により発生する取消料は補償されません。

Q10. 保険期間中に、旅行参加者が新型コロナウイルス感染症に感染したため、感染者のみが旅行取り止めた場合でも補償されますか。

A. 補償対象となります。

Q11. 旅行者が旅行出発前に新型コロナウイルス感染症に感染しましたが、感染日を特定できない場合でも補償されますか。

A. いいえ。保険期間が旅行出発日の13日前から旅行出発日までの間に陽性の診断が出たことを医師の診断などで確認できた場合補償の対象となります。

Q12. 集合場所に集合はしましたが、PCR判定の結果陽性と分かり、学校長の判断で旅行をキャンセルしました。この場合に補償対象になりますか。

A. 新型コロナウイルスに感染したと医師が判断し、旅行開始前に旅行をキャンセルしたのであれば対象となります。

※上記 Q&A は 2022 年 10 月 17 日 (月) 時点のものとなります。

8. 今後のスケジュール(予定)

2022年10月28日(金)	国内研修旅行の参加申し込み締め切り
2022年11月上旬頃	ご旅行代金確定・お支払い方法についてご案内
2022年11月(予定)	国内研修旅行不参加・ご旅行代金お支払い済みの方へご返金
2022年12月(予定)	国内研修旅行参加者の差額分ご返金
2023年1月31日(火)	ご旅行代金・海外研修企画料金のお振込み期限
2023年2月上旬(予定)	国内研修出発前保護者説明会(予定)
2023年3月7日(火)	国内研修旅行出発

研修旅行に関するお問い合わせ先(行程内容・旅費のお支払い)

【株式会社 JTB 沖縄】 沖縄県那覇市旭町112番地1 (5階)

〈営業時間〉月～金 9:30～17:30(土・日・祝日は休業)

〈電話〉098-861-5539 〈FAX〉098-869-3424

〈担当〉長浜